

# 令和6年海津市議会第3回定例会

## ◎議事日程(第4号)

令和6年9月20日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第52号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第53号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第54号 令和6年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第55号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第56号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第58号 市道路線の変更について
- 日程第10 議案第59号 令和5年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 認定第1号 令和5年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和5年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和5年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和5年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和5年度海津市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和5年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 令和5年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 追加日程第1 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議会運営委員の選任について
- 追加日程第4 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第5 議席の変更について

◎出席議員（15名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	伊藤誠君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	橋本武夫君		

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	近藤三喜夫君
総務企画部参事 情報統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君	市民生活部長	奥村孝司君
健康福祉部長	近藤康成君	産業経済部長	安立文浩君
産業経済部参事 未来創生マネージャー	古澤久爾君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
都市建設部長	伊藤隆八君	会計管理者 兼会計課長	水谷守宏君
教育委員会事務局長	後藤政樹君	消防本部消防長	平野正久君
総務企画部 総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務企画部 財政課長	小粥政人君
総務企画部 企画課長	山崎賢二君		

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米 山 一 雄

議会事務局  
議会総務課長兼  
議事総務係長

水 谷 理 恵

議会事務局  
議会総務課主任 片 野 征 臣

◎開議宣告

○議長（橋本武夫君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において6番 伊藤誠議員、7番 二ノ宮一貴議員を指名します。

---

◎議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第4号）から議案第58号 市道路線の変更についてまで

○議長（橋本武夫君） 次に、日程第2、議案第51号から日程第9、議案第58号までの8議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長より審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業建設委員長 北村富男議員。

〔総務産業建設委員長 北村富男君 登壇〕

○総務産業建設委員長（北村富男君） 委員会審査報告をいたします。

令和6年9月20日、海津市議会議長 橋本武夫様、総務産業建設委員会委員長 北村富男。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順に報告いたします。

議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち総務産業建設委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第52号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第58号 市道路線の変更について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま申し上げた議案3案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したことを併せて報告します。

また、主な質疑として、議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち総務産業建設委員会の所管に属する事項の関係で、歳入では、使用料及び手数料、使用料、商工使用料、羽根谷だんだん公園キャンプ場使用料を増額しているが、使用者の数が当初の見込みよりどのくらい増加したのかという質疑があり、当初は稼働率20%で算定していたが、キャンプサイトの利用が非常に好調で現状34.7%となっており、昨年の稼働状況を踏まえ、今後の稼働率の増加分を増額している旨の答弁がありました。

また、新しく造られたオートサイトの利用は好調なのかという質疑があり、大変好調で、4月、5月は約40%の稼働率があった。猛暑や長雨の影響はあるものの、8月末現在で20%を超える稼働率であることから、当初の想定を上回る状況であり、それに伴い、道の駅におけるまきの売行きも好調で、波及効果が現れてきている旨の答弁がありました。

歳出では、総務費、総務管理費、財産管理費、普通財産管理事業のやすらぎ会館周辺の駐車場整備費の追加における事業内容の詳細について質疑があり、こども未来館のオープンに併せ、やすらぎ会館南側駐車場の白線の引き直し等と旧平田町庁舎跡地に駐車スペースを確保するための整備を行う旨の答弁がありました。

総務費、総務管理費、危機管理費、防災備蓄資機材等整備事業費の追加における事業の内容の詳細について質疑があり、災害時のトイレの数は内閣府のトイレの確保・管理ガイドラインに基づいて算定し、不足している簡易トイレ167基及び附属品のアーム、携帯トイレを購入し、防災倉庫に備蓄する旨の答弁がありました。

商工費、羽根谷だんだん公園キャンプ場管理費、羽根谷だんだん公園キャンプ場整備事業費の増額における事業内容の詳細について質疑があり、ドッグランの新設やバーベキュー施設のリニューアル、キャンプサイトの増設、駐車場の舗装、河川横断路の整備費を増額するものである旨の答弁がありました。

土木費、都市計画費、都市計画事務事業費の追加における事業内容の詳細について質疑があり、東海環状自動車道海津スマートインター開設を見据えて、企業を誘導することを目的として、用途地域、都市施設の計画素案作成を行うため、今年6月に加盟した公益社団法人岐阜県都市整備協会に委託するものである旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（橋本武夫君） 続きまして、文教民生委員長 古川理沙議員。

〔文教民生委員長 古川理沙君 登壇〕

○文教民生委員長（古川理沙君） 令和6年9月20日、海津市議会議長 橋本武夫様、文教民生委員長 古川理沙。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

なお、議案番号、件名、結果の順番に報告いたします。

議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち文教民生委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第53号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第54号 令和6年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第55号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第56号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、現行の健康保険証の廃止を前提とした改正であることを理由に反対討論があり、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

その他5議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、主な質疑として、議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第4号）のうち文教民生委員会の所管に属する事項の関係で、衛生費、保健衛生費、予防費、定期予防接種事業の追加におけるコロナウイルスワクチン接種の開始時期と助成額についての質疑があり、実施期間は令和6年10月1日から令和7年3月31日の6か月で、国から示された接種費用見込額は1万5,300円。内訳は、国からの助成額が8,300円、市の負担分が4,900円で、個人負担分は2,100円である旨の答弁がありました。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、児童福祉事務事業の追加におけるこども未来館整備事業及び管理事業の詳細についての質疑があり、整備事業は、こども未来館ZuTToの看板を設置するとともに、おもいやり駐車場等の整備を行う。管理事業は、オープニング当初や繁忙期に円滑な駐車の流れを確保し、事故を防止するために駐車場に警備員を配置する旨の答弁がありました。

教育費、社会教育費、図書館費、図書館施設管理事業の追加における空調更新工事の詳細について、夏休みは学習スペースが閉鎖されていたが、空調の経年劣化は前もって分からなかったのかの質疑があり、毎年点検において能力の低下は把握できていたが、今年は異常な暑さであったため、設定温度に至らない日が多くあり、2階の学習スペースを閉鎖することとなった旨の答弁がありました。

教育費、社会教育費、歴史民俗資料館費、歴史民俗資料館リニューアル整備事業の追加における事業内容の詳細について質疑があり、薩摩義士宝暦治水完工270年であることから、ウエルカムアートとライブペイントを考えている。ウエルカムアートは、6歳から20歳まで海津市在住であったグラフィックアーティストの左右田薫氏に依頼する旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（橋本武夫君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教民生委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第51号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 令和6年度海津市一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第52号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第52号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 令和6年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第53号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第53号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 令和6年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第54号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第54号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 令和6年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第55号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第55号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 令和6年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第56号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。



んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 海津市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第57号について討論を行います。

討論の通告がありますので、まず原案に反対者の発言を許可します。

8番 伊藤久恵議員。

〔8番 伊藤久恵君 登壇〕

○8番（伊藤久恵君） 議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきます。

議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について反対いたします。

反対の理由として、国から出されたマイナンバーカードと健康保険証の一本化の方針に基づき、現行の健康保険証の発行は令和6年12月2日をもって終了するという事に反対だからです。

市民の方からも、いきなりの紙の保険証の廃止ではなく、現行の紙の保険証と併用できるようにしてほしいといった声が寄せられています。

私は、住民の側からすると、税金を支払い、国や地方公共団体に行政としての仕事をしてもらった結果、より不便な社会になるというのは容認できるものではありません。まして、マイナンバーカードの利用は任意であったはずなのに、カードを持たなければ不利益を被るというのは甚だ不公平であり、不道徳であると感じます。

また、政府のいつものごり押しとも言えるやり方で、マイナ保険証の利用率を11月末までに50%に上げようと目標の目安まで設定されているそうです。

マイナ保険証の利用率は6月時点で9.9%にとどまり、1割にも満たない。政府は薬剤師約1万人をデジタル推進委員に任命し、10月からはマイナ保険証の利用率に応じて診察医療報酬を上乗せする普及策が取られます。このような強引な政策がまかり通っているのです。

自治体や組合にノルマを課すような政府の要請に対しても、私自身、強い憤りを覚えます。そして、自治体等に負担を押しつける一方、住民に対してはばらまきで御機嫌を取り、もらうことが当たり前の社会が出来上がってきました。

人を墮落させるこのような政策を強引に進める国政に対して強い不信感を感じます。ばらまきによって勤勉に働く気力がなくなると思いますし、現に日本の国力も下がっております。本来、マイナ保険証に関しても、お金をばらまいて利用率を上げなくても、本当に便利で安全なものであり、患者と医療機関の双方にとって経済的にも合理性のあるものであれば、自然と社会に受け入れられ、利用も広がっていくものではありませんか。

そもそも任意であるはずのものを、ばらまきでマイナンバーカードの取得率を上げようとするやり方、従来の保険証を廃止し、カードを持たざるを得ないという状況をつくるやり方、マイナ保険証を持たない者に不利益を与えてまで利用率を上げようとするやり方は正しいと思えません。

マイナ保険証及びマイナンバーカードは、法律上は一切義務化されておられません。義務化されると誤解されるような条例の改正には断固反対いたします。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

2番 片野治樹議員。

〔2番 片野治樹君 登壇〕

○2番（片野治樹君） 議長のお許しをいただきましたので発言させていただきます。

議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成。

本議案は、診療報酬の改定やマイナ保険証への移行に伴う手続きの変更に伴うものです。マイナ保険証を利用することで、顔認証で病院の受付ができたり、初めて受診する医療機関や薬局でも患者本人の同意に基づき治療や投薬などの情報を共有することができるため、最適な医療の提供につながります。

また、医療機関においても、治療歴や服薬情報も問診により確認したり、保険情報を目視で確認し、手入力する対応をしていますが、マイナ保険証を利用すればカードリーダーを用いて自動入力されるため、誤記リスクや業務負担軽減にもつながります。あわせて、現行の健康保険証の新規発行が終了となっても、保険証の発行元から資格確認書が発行され、マイナ保険証の登録をしなくても引き続き保険診療が受けられる体制も整えられています。

このように医療情報の共有化が図られ、より良質な医療やケアの提供を持続可能にする医療DXの基盤となるマイナ保険証への切替えに伴う改正であることから、本条例の一部改正案に賛成します。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

10番 松岡唯史議員。

〔10番 松岡唯史君 登壇〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、この条例の一部改正案は、現行の健康保険証の廃止を前提としたものであるため、反対をいたします。

マイナ保険証をめぐっては、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるなどの不安が患者や国民に広がっておりますが、そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは任意であって、マイナンバーカードを保険証として登録するのもマイナ保険証を使うかも任意であります。任意の制度を普及させるために保険証を廃止することには全く道理がありません。

政府は、現行の保険証を廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に、また、マイナ保険証を持つ人には資格情報のお知らせを配付します。しかし、資格確認書、資格情報のお知らせ、どちらも保険資格について保険証と同じ内容が記載されるとのことであり、保険証を廃止しても同様のものを配付するわけですので、まさに支離滅裂な施策と言わざるを得ません。

また、医療現場では様々なトラブルが続出しておりますが、制度の仕組み上、トラブルをゼロにすることはできません。その際、資格確認に使われているのが保険証です。

このように、何のための保険証廃止か意味不明だけでなく、これらは保険者の負担を増大させます。

さらに重大なのは、現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてくるのに対し、マイナ保険証は5年ごとに市役所に行って自分で更新しなければならないことであります。更新を忘れると、窓口で10割負担を求められかねません。

9月5日付岐阜新聞によりますと、全国18の地方紙によるマイナ保険証に関する行動アンケートでは、現行の保険証の存続を望む意見が8割に上ったとのことでありますし、現在行われております自民党総裁選でも、一部候補者から保険証廃止の先延ばしなどの声が出ているとのことでありまして、国民は健康保険証廃止に根強い不安、異論を持っていることが浮き彫りになっております。

こうした状況の中で、保険証の廃止ありきではなく、現行の健康保険証を存続させるべきであると考えまして、健康保険証廃止を前提とする本議案に反対をするものです。

○議長（橋本武夫君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第57号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本武夫君） 着座願います。

議員総数14名、起立者11名、起立多数です。よって、議案第57号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りします。議案第58号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 市道路線の変更については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎議案第59号 令和5年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてから認定第9号 令和5年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（橋本武夫君） 次に、日程第10、議案第59号及び日程第11、認定第1号から日程第19、認定第9号までの10議案を一括議題とします。

さきに決算特別委員会に審査が付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長 服部寿議員。

〔決算特別委員長 服部寿君 登壇〕

○決算特別委員長（服部 寿君） 委員会審査報告書を朗読させていただきます。

令和6年9月20日、海津市議会議長 橋本武夫様、決算特別委員会委員長 服部寿。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果で朗読させていただきます。

議案第59号 令和5年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、可決及び認定すべきもの。認定第1号 令和5年度海津市一般会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第2号 令和5年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第3号 令和5年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第4号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第5号 令和5年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第6号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第7号 令和5年度海津市下水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第8号 令和5年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第9号 令和5年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

9月11日と12日の2日間にわたり、提出されました各会計の決算書等の各書類により慎重に審査をいたしました。結果につきましては、ただいま御報告したとおりであります。認定第1号 令和5年度海津市一般会計決算の認定について反対討論があり、審査、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

その他の議案1案件は全会一致で可決及び認定すべきもの、認定8案件は全会一致で認定すべきものと決定いたしましたことを併せて御報告いたします。

審査の過程で様々な質疑がありましたが、総括質疑において、令和5年度の実質単年度収支について質疑があり、令和5年度普通会計における実質単年度収支は2億538万4,000円の黒字となった。また、実質収支比率は6.7%で令和4年度より改善したとの答弁がありました。

次に、市税の滞納について毅然とした対応が求められるものの、生活が立ち行かないような状況にならないよう、生活再建型の滞納整理を導入すべきではないかの質疑があり、令和5年度より税の知識を有する会計年度任用職員を1名増やし、職員に指南することで、滞納者に対する適切な対応を行っているとの答弁がありました。

次に、特定の課の業務に偏りがあるため、時間外の増加があると思えるが、どのように考えているかの質疑があり、時間外の偏りについては認識しているとの回答がありつつ、仕事を成し遂げるためにはそれを完全になくすことは不可能である。現在、職員が心地よく働ける環境づくりを目指して働き方改革を推進しているところであり、人材の確保と育成を行いつつ、事業内容を精査していくとの答弁がありました。

最後に、委員会として要望を申し上げます。

当初予算に計上されたものの、その事業が未実施となっているものが見受けられたが、予算計上事業は的確な事業構築の下、計画的な管理と執行により事業実施されるよう要望いたします。

また、歳出予算については、適切な事業計画を基に実施し、事業計画の変更等で生じた予算の余剰については補正予算で減額し、一層不用額の減少に努めることを要望いたします。

以上、要望事項と併せて御報告いたします。

○議長（橋本武夫君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、決算特別委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第59号につきまして、委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 令和5年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定については、可決及び認定することに決定しました。

次に、認定第1号について討論を行います。

討論の通告がありますので、まず原案に反対者の発言を許可します。

8番 伊藤久恵議員。

[8番 伊藤久恵君 登壇]

○8番（伊藤久恵君） 議長のお許しを得ましたので、反対討論させていただきます。

認定第1号 令和5年度海津市一般会計決算の認定について反対いたします。

理由は、自民党の総裁候補の一人である河野太郎氏は、迷惑行為のSNS投稿が相次いでいることに対し、マイナンバーによる認証が役に立つと昨年意見を述べています。もちろん、本人認証が即監視というわけではありません。しかし、この言葉の意味は、技術的にはマイナンバーを活用すれば国民監視を行うことが可能だということでもあります。その点から、マイナンバーの利用拡大を手放しで称賛するのは非常に危険であると考えます。

私は、監視社会へと向かい、全体主義的な取組であるマイナンバーの推進には断固反対いたします。したがって、この決算にマイナンバーを進めていく予算が執行されていることから反対いたします。

○議長（橋本武夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

5番 里雄淳意議員。

[5番 里雄淳意君 登壇]

○5番（里雄淳意君） 私は、認定第1号 令和5年度海津市一般会計決算の認定に賛成の立場で討論いたします。

令和5年度は、年度当初に新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行した年度であります。それまでの3か年、新型コロナウイルスの影響によって様々な事業が縮小や中止を余儀なくされ、大変な制約を受けましたが、その制約が解かれたアフターコロナという大きな変化を伴う節目の年度であったと実感しております。

私たち誰もが経験したことのなかった3か年を経て、従来の状態に戻すことさえ容易ではなかったと思われませんが、令和5年度海津市一般会計・特別会計・財産区会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書には、予算の執行においてはおおむね適正に行われているものと認められると述べられております。

また、財政調整基金についても、事業を再開し展開される中で2億9,903万円が積み立てられ、決算年度末残高が30億5,090万6,571円と積み上げられている点も鑑み、本案は適正であると認めます。

以上をもちまして、令和5年度海津市一般会計決算の認定に対し、それぞれの事業が確実に実施されたことを受け、行政として定期的な進行管理をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（橋本武夫君） そのほか討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本武夫君） 着座願います。

議員総数14名、起立者12名、起立多数です。よって、認定第1号 令和5年度海津市一般会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

続きまして、認定第2号から認定第9号までの8議案について討論を行います。

討論はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論はないものと認めます。

お諮りします。認定第2号から認定第9号までの8議案につきまして、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号から認定第9号までの8議案につきましては一括採決いたします。

お諮りします。認定第2号から認定第9号までの8議案につきまして、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号 令和5年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定第3号 令和5年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定第4号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第5号 令和5年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定第6号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第7号 令和5年度海津市下水道事業会計決算の認定について、認定第8号 令和5年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定第9号 令和5年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、以上の8議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

（午前9時41分）

---

○議長（橋本武夫君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時43分）

---

○議長（橋本武夫君） ただいま二ノ宮一貴議員より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎副議長辞職の件

○議長（橋本武夫君） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、二ノ宮一貴議員の退場を求めます。

〔副議長 二ノ宮一貴君 退場〕

○議長（橋本武夫君） それでは、追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（橋本武夫君） お諮りします。二ノ宮一貴議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、二ノ宮一貴議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

二ノ宮一貴議員、入場してください。



〔7番 二ノ宮一貴君 入場〕

○議長（橋本武夫君） 二ノ宮一貴議員に申し上げます。副議長の職を辞職することを許可いたしましたので、御報告いたします。

二ノ宮一貴議員。

〔7番 二ノ宮一貴君 登壇〕

○7番（二ノ宮一貴君） ただいまは、私の副議長の辞職の件をお認めいただきましてありがとうございました。

1年間でしたが、橋本議長の掲げたマニフェストの実行のために、副議長として至らぬ点多々あったと思いますが、自分なりに頑張ってきたつもりです。

今後も一議員として海津市議会の発展、それから海津市の発展のためにまた頑張っていきたいと思いますので、御指導よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（橋本武夫君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし直ちに選挙を行います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（橋本武夫君） 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りします。投票によるものと指名推選によるものとどちらの方法で行ったらよろしいでしょうか。

〔「投票でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） ただいま投票によるものとの発言がありました。

選挙の方法は、投票により行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（橋本武夫君） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に8番 伊藤久恵議員及び9番 浅井まゆ

み議員を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、法定得票数（有効投票の4分の1以上の得票数）がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合は、くじで当選人を決めることになっておりますので、御承知おき願います。

では、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

なお、同じ姓が2人以上いる場合は、姓のみを記載した投票など、誰に投票したか不明な投票は無効ですので、申し添えます。

〔投票用紙配付〕

○議長（橋本武夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検してください。

〔投票箱点検〕

○議長（橋本武夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、1番 古川理沙議員、2番 片野治樹議員、3番 北村富男議員、4番 小粥努議員、5番 里雄淳意議員、6番 伊藤誠議員、7番 二ノ宮一貴議員、8番 伊藤久恵議員、9番 浅井まゆみ議員、10番 松岡唯史議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員。

〔投票〕

○議会事務局長（米山一雄君） 議長は最後に投票いたします。橋本武夫議長。

〔議長投票〕

○議長（橋本武夫君） 投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。8番 伊藤久恵議員、9番 浅井まゆみ議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（橋本武夫君） 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、浅井まゆみ議員12票、松岡唯史議員3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、浅井まゆみ議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（橋本武夫君） ただいま副議長に当選されました浅井まゆみ議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

浅井まゆみ議員。

〔新副議長 浅井まゆみ君 登壇〕

○新副議長（浅井まゆみ君） ただいまは、議員各位の御推挙によりまして副議長の大任を拝しました。

身に余る光栄でありますとともに、責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。今後は、議長をしっかりと補佐し、住民福祉の向上、また市民に開かれた議会を目指し頑張る所存でございます。

今後とも皆様には変わらぬ御指導御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（橋本武夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午前9時59分）

---

○議長（橋本武夫君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時29分）

---

○議長（橋本武夫君） 再開後の会議に古澤久爾産業経済部参事未来創生マネージャーより欠席の届出が出ておりますので御報告させていただきます。

お諮りします。任期満了による議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし議題とすることに決定しました。

追加日程を配付いたします。

[追加議事日程の配付]

---

◎議会運営委員の選任について

○議長（橋本武夫君） 追加日程第3、議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名します。

議長において指名した議会運営委員を議会事務局長から発表させます。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは、発表いたします。

議会運営委員に、浅井まゆみ議員、伊藤久恵議員、里雄淳意議員、松岡唯史議員、北村富男議員、片野治樹議員、古川理沙議員。

以上でございます。

○議長（橋本武夫君） お諮りします。ただいま指名した議員を議会運営委員に選任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後1時32分)

---

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時32分)

---

○議長（橋本武夫君） 休憩中に各正・副委員長の互選を行いましたので、議会事務局長より報告させます。

米山一雄議会事務局長。

○議会事務局長（米山一雄君） それでは発表いたします。

総務産業建設委員会委員長に北村富男議員、副委員長に片野治樹議員。

文教民生委員会委員長に古川理沙議員、副委員長に小粥努議員。

議会運営委員会委員長に里雄淳意議員、副委員長に伊藤久恵議員。

以上でございます。

○議長（橋本武夫君） 続きましてお諮りします。南濃衛生施設利用事務組合議会議員、川瀬厚美議員、伊藤久恵議員、片野治樹議員の当組合議員の辞職に伴う南濃衛生施設利用事務組

合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

---

◎南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙

○議長（橋本武夫君） 追加日程第4、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。この指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、この指名の方法は議長が指名することに決定しました。

では、南濃衛生施設利用事務組合議会議員に川瀬厚美議員、伊藤久恵議員、片野治樹議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名した議員を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した川瀬厚美議員、伊藤久恵議員、片野治樹議員が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

続きましてお諮りします。会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

---

◎議席の変更について

○議長（橋本武夫君） 追加日程第5、議席の変更についてを議題とします。

お手元に配付してあります議席一覧表のとおり変更したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議席の一覧表のとおり変更することに決定いたしました。

なお、この議席の変更については次回の議会より変更いたしますのでよろしくお願いいたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（橋本武夫君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年海津市議会第3回定例会を閉会いたします。皆様御苦労さまでした。

（午後1時36分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和6年12月9日

議 長 橋 本 武 夫

署 名 議 員 伊 藤 誠

署 名 議 員 二ノ宮 一 貴